

令和3年度寒河江市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに賃借した住宅であって、賃借の際に要する費用のうち、賃料（1カ月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（1カ月分に限る。）及び仲介手数料をいう。ただし、賃借した住宅は、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 社宅、官舎、寮等の事業主等から貸与されている住宅
 - イ 3親等以内の親族及び姻族が所有する住宅又は賃貸住宅
 - ウ 3親等以内の親族及び姻族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者へ支払う費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）において、新婚世帯が寒河江市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行い、住所が住居費に係る当該住宅の住所となっていること。
- (2) 夫婦の双方又は一方が対象期間内に寒河江市外から転入した者であること。
- (3) 夫婦共に、婚姻の時点で39歳以下であること。
- (4) 直近の所得証明書により確認できる、前年分又は前々年分の夫婦の所得を合算した額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合、最後に離職又は転職した月の翌月における収入に1.2を乗じた額から算出した夫婦の所得を合算した額をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- (6) 新婚世帯に寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条に規定する暴力団員を含まないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 住居費
- (2) 引越費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象期間に支払った前条の経費を合算した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を控除した額とする。）

とし、1世帯あたり30万円を上限とする。

- 2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票（結婚を機に新たに賃借した住宅へ異動後の住民票とし、世帯員全員分）
- (3) 所得証明書（転職した場合、転職した月の翌月の収入がわかる書類とし、収入のある世帯員全員分）
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（返済している場合、返済している世帯員全員分）
- (5) 離職した年月日がわかる書類（婚姻を機に離職した場合）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費に係る住宅のもの）
- (7) 住宅手当の受給額がわかる書類（給与所得者全員分）
- (8) 住居費の領収書の写し
- (9) 引越費用の領収書の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請事項の変更及び承認)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は速やかに寒河江市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第2号）に前条第1項各号に掲げる書類の

うち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、適当であると認めるときは、寒河江市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 交付決定者は、規則第6条又は前条第2項の通知書を受けたときは、速やかに寒河江市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は前条の規定による請求があった場合は、規則第14条に規定する実績報告とみなし、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の額の確定後において、交付決定者に請求書を受理した月の翌月末日までに交付するものとする。

（状況の調査）

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。